

2023.03.06 金田もとる

日本共産党県議団の金田もとるです。

最初に 1. 「新型コロナウイルス感染症対策に関わる一連の予算措置について」 うかがいます。

第 7 波・8 波では、病院にかかりたくてもかかれない人が続出しました。

5 類への移行に伴い、行動制限や入院勧告の法的根拠が失われます。ワクチン接種や、患者の入院・外来診療、検査などに関わる公費負担が縮小され、患者負担増が懸念されます。入院調整に保健所や自治体に関わらなくなることで、入院先の確保がいつそう困難になるとの不安も消えません。国として公的支援を打ち切り、現場に苦難を押し付けるようなことがあってはなりません。

全国知事会も、政府に対し「現場の声を十分に踏まえた上で、万全の対策を講じること」を要望しています。

- ① 重要なのは「医療を必要とする人に必要な医療を提供する」、この当たり前のことを実践できるかどうかです。知事、この点での認識を伺います。お答えください。

政府は 5 類移行後、コロナ患者に対応する医療機関の制限をなくすので、受診できる医療機関が増えると喧伝していますが、この間、発熱外来の設置に至らなかった医療機関の多くは、一般患者と動線が分けられないなどの設備上の問題を抱えていました。

- ② 現在の外来協力医療機関及び入院協力医療機関等への支援策も継続されなければ、発熱外来やコロナ病床の確保もままなりません。無料 PCR 検査の継続、検査キットの無償提供、地域外来・検査センターの設置・運営も、政府方針に関わらず継続が必至だと思われませんが、いかがですか伺います。

全国知事会も指摘するように、幅広い医療機関における入院患者の受け入れ体制が整備されるのも容易ではありません。

- ③ 県として引き続き、入院病床の確保に責任を持ち、入院調整機能を担う機関も位置づける必要があります。いかがですか伺います。

現行でも不十分な「措置」についての対応の改善も必要です。

特に、第 7 波以降、クラスターの多発、入所者の死亡事例が増加している「高齢

者施設」での「留め置き」の改善が必要です。感染管理認定看護師や応援職員の派遣での施設内での対応は、この間の派遣実績からみても十分な効果を上げているとは言えません。

④ あらためて、高齢者施設での「留め置き」はやめて、入院或いはケア付き宿泊療養施設への入所を原則とすること。また、クラスターを抑制するための県の対応強化を求めたいが、どうか？ お答えください。

続いて、2.「仙台医療圏地域医療構想推進費」と4病院再編問題について伺います。

2/8に開かれた「精神保健福祉審議会」の中で、保健福祉部長からは県のこの間の進め方について反省の意が示され「さらに年度内にもう一度、またこの審議会の場で審議いただける場をとれればと思っている。」と述べられていました。

⑤ 「審議会」は年度内、いつ開かれるのか？ うかがいます。

県は、審議会からわずか10日余りののちに「整備場所」を富谷市明石台地区を前提とした「協議確認書」を取り交わしましたが、県精神科病院協会からは2/27にあらためて「『協議確認書』に対する疑問」が呈されました。そもそも、審議会での議論も尽くさずに強行突破しようとするのが誤りです。

速やかに、審議会を開き、議論することが求められています。知事にもぜひとも審議会に出ていただいて、委員の方々の意見を直接お聞きいただきたい、いかがですか知事。※質問。

県立がんセンターについて、仙台日赤病院との統合後の新病院において、引き続き「都道府県がん診療連携拠点病院」として存続するののかについては相変わらず明言を避け、「研究所機能については、東北大学等と在り方を協議しているので、確認書では言及していない」とされていますが、「(高度ながん医療の東北大学病院への集約)検討においては、東北大学病院が対応できる範囲で役割分担をすることとして進めている」と答弁しています。

⑥ 東北大学病院が対応できない範囲は、結果として切り捨てられるということなのか伺います。お答えください。

今般「協議確認書」を取り交わしたあと、知事は「これから賛成している人も反対している人もいますので、そうした人のご意見を聞くことができるようになりましたから、そういった意味でよかったのではないかなと思っている」といったような発言を繰り返しています。

- ⑦ 県立病院機構の2つのセンターの患者さん・利用者さんへの説明はどのように行われるのでしょうか？ また、職員に対する説明、意見交換はいつ頃を想定されていますか？ 伺います。

それぞれの地域にとって、必要不可欠な社会的共通資本の一つである病院、とりわけ地域医療支援病院として地域に根ざした医療活動を展開してきた東北労災病院、仙台赤十字病院は、現地住民にとってはなくてはならない病院であり、「労災病院があったから」「日赤病院があったから」当地に引っ越してきたという方々も少なくありません。地元商店街にとっても移転は死活問題です。青葉区や太白区にとどまらず、若林区・宮城野区・泉区の連合町内会会長さんからも声が上がっています。

- ⑧ これまでは「知事には直接の説明責任はない」としてきた東北労災病院や仙台赤十字病院の利用者さん、地域住民、町内会関係者の方々への説明・意見交換の場の設定について、**同僚議員の一般質問への答弁では、あくまでも「病院設置者が行うべきものだが、県としても連携して対応していく」とされていました。**どのように具体化されるのでしょうか？ 知事、お答えください。

あらためて当事者・県民に向き合って事をすすめていただきたいということ強く申し上げて次に進みます。

3. 「県営住宅等の集約に伴う移転支援の方針」について かがいます。

共産党県議団として独自に調査しました。入居者からは、

- イ) 突然で驚いている。終の棲家と思っていた。年金暮らしで低い家賃だからこそ支払いできている。
- ロ) この年になって行くところもなく、朝起きて今日も考えることは同じ。
- ハ) 凄い試練になった。死にたくなった
- ニ) 毎年、家賃を減免してもらって暮らしている。どこにも引っ越しなんてできない。
- ホ) 夜も心配で眠れない。

と言った声が寄せられています。

本当に皆さん、衝撃を受けて不安に駆られています。私、青葉区ですが、まずは新年度・令和5年度に説明会開催の対象となっている中江東と南住宅に伺いました。先に紹介したような声が出されました。また、折立住宅の方から、どういふことなのか話をしに来てほしいと連絡があつて伺いました。県の方針案では折立住宅での説明会開催は令和11年度となっているわけでした、6年も不安を抱えたまま説明会の開催を待っていなければならないのかとの声も上がりました。

- ⑨ このように、多くの人に不安を与える乱暴な進め方を良いと思っているのですか知事？ お答えください。

入居者の中には、これまでも修繕要望を出しても迅速に対応してもらえないことを不満に思われている方々も多くいます。今回の方針（中間案）を目にして、いずれ「廃止」する建物にお金をかける気にはならないだろうから、ますます修繕要望はおさなりに扱われることになるのではと心配する声もあります。

- ⑩ ○（塗装・防水など）修繕してくれないので、長く住めないのでは？

○屋根が錆び、雨漏りがしたら、屋根は直すのでしょうか？

と言った声がありました。こういった不安にどう応えるのか伺います。

- ⑪ 担当課からは、この3月初旬には方針を決定し、3/15の建設企業委員会で報告する予定だと聞いていますが、入居者や県民、市町村の意見を聞いてから方針を決めていくべきです。

もっと時間もかけて、建て替えも選択肢に入れた方針を作るべきです。いかがですか？

知事の県政運営上の判断の基準のひとつに、「少子高齢化社会の到来を見越して、県人口が減り続けることを前提にしたダウンサイジング、縮小再生産、或いは持続可能などという表現も多用されますが、そういう考えがあって、今のうちに病院や県営住宅と言った県民の暮らしに直接かかわるインフラから県が撤退する」ことに一生懸命になっている。そして、国の政策誘導とも相まって、病床機能再編支援費など国の支援制度があるうちにこれを使って進めようとする。今ある患者さんや入居者さんがどうなるのかには思いが至らない、あえて向き合おうともしないで、将来負担を削減することにのみ執着する。県立美術館の移転強行を企図した際もそうでした。

- ⑫ 知事、今ここにいる患者さん、入居者の皆さんに向き合わずして、将来のために我慢してくださいの一言で済ませるつもりですか？ 改めて伺います。お答えください。

3645 文字→3665 文字